

8 離島振興対策の充実について

【内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

【提案・要望】

離島振興法に基づく離島振興計画を推進し、離島地域の自立的発展や定住促進等を更に強化するため、以下の施策を講じること

- 1 介護サービスの利用機会の拡大と利用者の負担増軽減や情報通信基盤の整備促進など、離島振興法に掲げられた施策の更なる充実
- 2 「離島活性化交付金」について、輸送コスト支援の指定品目数の更なる拡大等をはじめ、インバウンドを含む交流人口の拡大に必要な観光地のトイレの改修にかかる対象経費の拡大や、企業誘致等に必要なおしオフィスの整備に要する施設の改修、離島留学促進のための寄宿舍等の整備への事業対象拡大及び必要な予算の確保
- 3 離島地域と本土地域のガソリン価格差を抜本的に是正するための揮発油税等の減免
- 4 離島の生活環境、道路の整備等のために必要な公共事業予算の財源確保

【本県の現状・課題等】

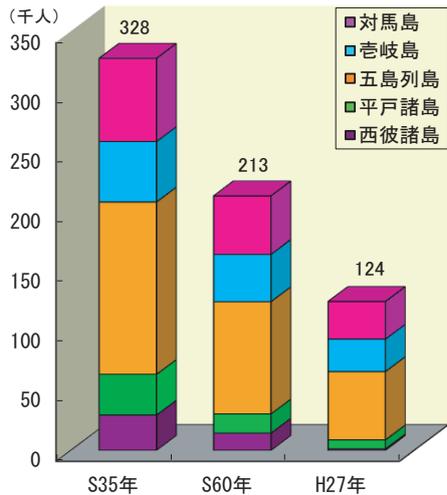
本県は、51島の離島振興法指定有人離島を有する全国一の離島県であり、そのうち40島は有人国境離島法において特定有人国境離島地域を構成している。

本県の離島の多くは我が国の外縁部に位置するため、地理的に不利条件がことさら厳しく、この自然的制約に由来する不利条件は、地域自らの創意工夫による努力のみでは到底解決できないものとなっている。

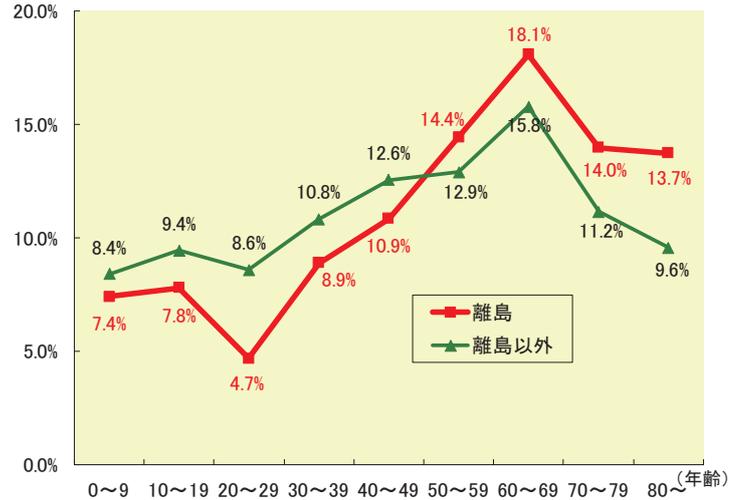
これまで県、関係市町で様々な振興施策を実施してきたが、しまの人口減少に歯止めをかけることができおらず、介護サービス基盤や情報通信基盤については、人口減少の進展により、民間事業者の参入がより困難化しているため、整備や更新が遅れている。

よって、離島の自立的発展の実現に向けて、本土と同等以上の競争条件を作り離島の定住環境を整えるため、離島の不利条件の解消に国策として取り組んでいただく必要がある。

◆離島の人口推移 <国勢調査>



◆本県の年齢別人口構成比(H27年) <国勢調査>



◆離島における介護サービスの状況

要介護・要支援者がサービスを利用しながら居住している島の数	介護(予防)サービス別・サービス提供の状況																															
	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハ	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハ	短期入所生活介護(老健)	短期入所療養介護(介護医療院)	短期入所療養介護(療養型医療施設)	福祉用具貸与	福祉用具購入費	住宅改修費	生活介護	特定施設入居者生活介護	介護予防支援・型訪問巡回・随時対応	地域密着型通所介護	夜間対応型訪問介護	地域密着型通所介護	通所介護	認知症対応型小規模多機能型居宅介護	共同生活介護	認知症対応型居宅介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	福祉施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	
24	4	9	7	9	16	5	8	4	0	0	28	9	10	4	23	1	2	18	2	7	8	0	0	0	0	10	6	0	0	0	0	0

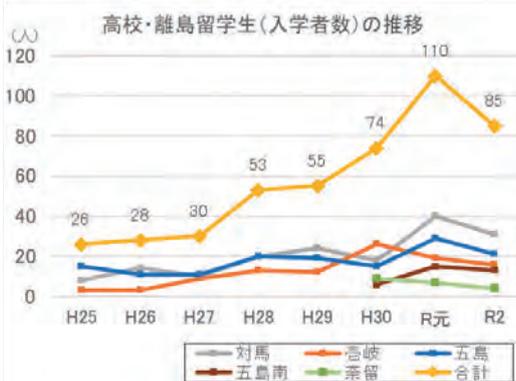
要介護・要支援者が居住する離島振興法の指定を受けた島の数：42島

【留意事項】 ※各数値は島の数。平成31年4月30日時点のサービス提供状況を記載。(介護サービスについては4月サービス分)

※介護予防サービスは、同種の介護サービス欄に計上。

※「要介護・要支援者がサービスを利用しながら居住」とは、島内事業者の介護サービスを受けている、もしくは、車で移動可能(橋が架かっている)の島外で介護サービスを受けている場合。または、島外事業者が、来島してサービスを提供している場合。

◆高校・離島留学の状況



○入学者数の内訳

学校名	H30	R元	R2
対馬高校(韓国語)	18	40	31
壱岐高校(歴史・中国語)	26	19	16
五島高校(スポーツ)	15	29	21
五島南高校(夢トライ)	6	15	13
奈留高校(E-アイランド・スクール)	9	7	4
計	74	110	85

【提案・要望実現の効果】

離島振興法に規定されている「介護サービスの確保等」、「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」などに関する施策の更なる充実により、本土との格差や不利条件を緩和することができるとともに、離島地域からの要請に沿えるような「離島活性化交付金」の拡充により、雇用の創出や交流人口の拡大、定住の促進などに関して地域独自の振興策の実現が期待できる。

また、本土とのガソリン価格差の抜本的是正及び必要な公共事業予算の財源確保により、生活の安定及び福祉の向上を図ることができる。

9 離島航路対策の強化について

【国土交通省】

【提案・要望】

離島航路は住民生活及び物資の輸送、経済活動のみならず、観光需要への対応など交流人口の拡大にとって極めて重要であることから、船舶が安全で安定的に運航されるよう船舶の建造等にかかる財政措置を強化するとともに、離島航路の安定化のため地元自治体との連携の強化を図ること

1 船舶の建造に係る補助制度の創設・拡充について

- (1) ジェットフォイルは、本土と離島間を結ぶ高速交通機関として、高速性等の機能面に優れるとともに、揺れも少なく快適性を有する交通手段である
また、有人国境離島法の滞在型観光促進事業による島外からのインバウンド需要や、世界遺産、日本遺産への観光需要等への対応をはじめ、交流人口の拡大を目指す本県にとって、ジェットフォイルは必要不可欠な高速海上交通であることから、船舶の建造等が促進されるよう補助制度を創設すること
- (2) 旅客輸送や物資の運送を担うフェリー等は住民生活の維持、経済活動及び交流拡大等に重要な役割を果たすことから、離島航路の維持・確保のため、船舶が安定的に運航されるよう船舶建造にかかる補助制度を拡充すること

2 指定区間の設定のある離島航路の安定化について

- (1) 航路事業者の事業計画や経営状況などについては、地元自治体と積極的に情報共有を図るとともに、引き続き離島航路の安定化に向けて連携した取組を行うこと
- (2) 指定区間の設定のある航路において、新規航路事業者から一般旅客定期航路事業の許可申請が行われた場合は、地元自治体と情報共有を図ること

【本県の現状・課題等】

離島航路は、住民の生活や産業活動にとって極めて重要な地域公共交通であるが、人口の減少が続く中、船舶事業者の経営は厳しさを増しており、船舶の維持・更新に苦慮している現状である。

また、ジェットフォイルの令和元年度の利用実績は県内約85万人であり本土と五島列島・壱岐・対馬地方を結ぶ航路の旅客利用のうち約43%を占めることから、離島住民の生活の足としてだけでなく、観光産業振興のための海上交通手段としても深く浸透している。

本県においては、現在、長崎～五島、博多～壱岐～対馬の2航路において、4隻のジェットフォイルが運航しており、いずれも船齢が25年以上経過していることから、船舶の更新については将来を見据えた取組みが必要である。

国の船舶共有建造制度において、平成27年度からジェットフォイルの共有期間を9年から最大15年に拡充され、令和2年度には共有比率が上限45%から70%へ引き上げられたところであるが、導入当時に比べ船価が高額（1隻約50億円）となっているため、厳しい経営環境にある各航路事業者では、ジェットフォイルの更新が難しい状況である。

フェリー等の船舶更新にあたっては、事業者の費用負担が大きいため、資金調達が課題となっている。

また、離島航路の突然の運休が発生したことから、離島航路の安定化に向けた取組みが課題となっている。

【本県の取組】

県としては、ジェットフォイルの更新（建造）の取組を進めるため、関係する都県による情報交換会を開催し、関係自治体や船舶建造事業者との意見交換などを行っている。



長崎県内の離島航路を運航しているジェットフォイル



長崎県内の離島航路を運航している船舶

【船舶共有建造制度】現行例

通常	(共有期間)	鉄道運輸機構		事業者
	9年	建造資金の90%貸付 (持分90%) ※有利子		自己負担 10%
※ジェットフォイル以外の軽合金製の船舶（高速船）				
ジェット フォイル	(共有期間)	鉄道運輸機構	自治体	事業者
	15年	建造資金の70%貸付 (持分70%) ※有利子	建造資金の20%貸付 (持分20%) ※無利子	自己負担 10%
(償還期間)		15年払 (事業者(使用料)⇒鉄道運輸機構)	15年据置・15年払 (事業者⇒自治体)	

【提案・要望実現の効果】

(項目1(1))

導入当時に比べ船価が高額となっているジェットフォイルの更新費用を軽減し、海上高速交通の維持を図ることができることから、島外への通院など日常生活での移動に加えて、観光等における交流人口の拡大に寄与することができる。

(項目1(2))

離島を多く有する本県にとって、航路は住民等の移動及び生活物資の運搬などのために欠かすことができない公共交通であり、船舶の建造等が安定的に行われることにより、住民の暮らしの確保及び地域の活力維持につながるものである。

(項目2)

指定区間の設定のある航路については、船舶以外には交通機関がない区間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である区間であることから、離島等の住民が日常生活及び社会生活を営むうえで必要不可欠なものである。

そのため、既存航路事業者の経営状況等や新規航路事業の許可申請については、地元自治体と情報共有等を行い、連携した取り組みを行うことで、離島航路の安定化につなげるものである。

10 新たな過疎対策法の制定等について

【総務省】

【提案・要望】

これまで第4次となる「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、過疎対策事業債をはじめとする様々な過疎対策が行われてきたところであり、本県は多くの過疎地域を有する中、過疎地域の自立促進、活性化などの目的のための過疎法は重要な役割を果たしてきた。

現行過疎法の期限が令和3年3月末と迫る中、人口減少に歯止めをかけるべく、その地域の特性を活かした産業の振興や雇用の確保、地域づくりの諸施策など過疎地域の活性化を図っていくためには、引き続き総合的な過疎対策を実施していく必要があるため、以下の対策を講じること

- 1 現行法の期限終了後も、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定するとともに、過疎対策事業債をはじめ各種支援制度を充実・強化すること
- 2 新たな過疎対策法においては、現行法第33条に規定する「みなし過疎」「一部過疎」制度の堅持や現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本としつつ、過疎地域の指定要件と指定単位については、過疎地域の特性を的確に反映したものとする

【本県の現状・課題等】

本県の過疎地域は、県土面積の68.5%を占め、その大部分が離島・半島地域となっており、また、本県は、全国的にみても人口減少、少子・高齢化のスピードが早く、集落の維持、産業の担い手不足など過疎地域を取り巻く環境は依然として厳しい状況にある。

これまでの過疎対策の実施により、生活環境の整備など一定の成果がみられるものの、産業分野（担い手不足や雇用の場の確保等）、交通分野（道路等のインフラ整備、離島航路・航空路、地域交通の維持等）、医療分野（医師の確保等）をはじめ、生活基盤等の整備において、今、なお、多くの課題を抱えている状況にある。

本県過疎地域の地理的・地形的なハンディを克服するための基盤整備やその維持、継続的な振興施策など、今後とも過疎対策や人口減少対策に効果の高い取組を重点的に進めていくためにも、過疎対策事業債（ハード・ソフト）をはじめとする現行過疎法に基づく支援制度は必要不可欠であり、また、過疎地域の振興を図るうえで実効性のある施策を推進していくためには、地域の実情に合わせた新たな過疎対策が必要である。

なお、現行法第33条の規定による市町村合併の特例で、本県の雲仙市が「みなし過疎」、長崎市と佐世保市が「一部過疎」に該当しているが、同過疎地域の多くが半島地域又は離島地域でもあり、条件不利性がより高いことから、引き続き、過疎地域の指定による継続的な支援が不可欠である。

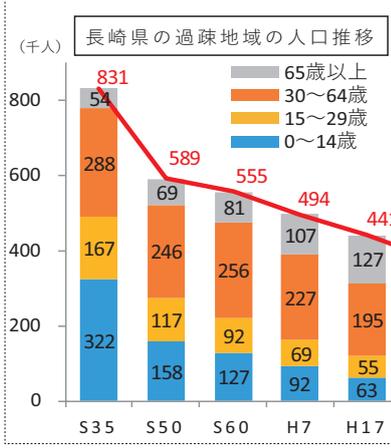
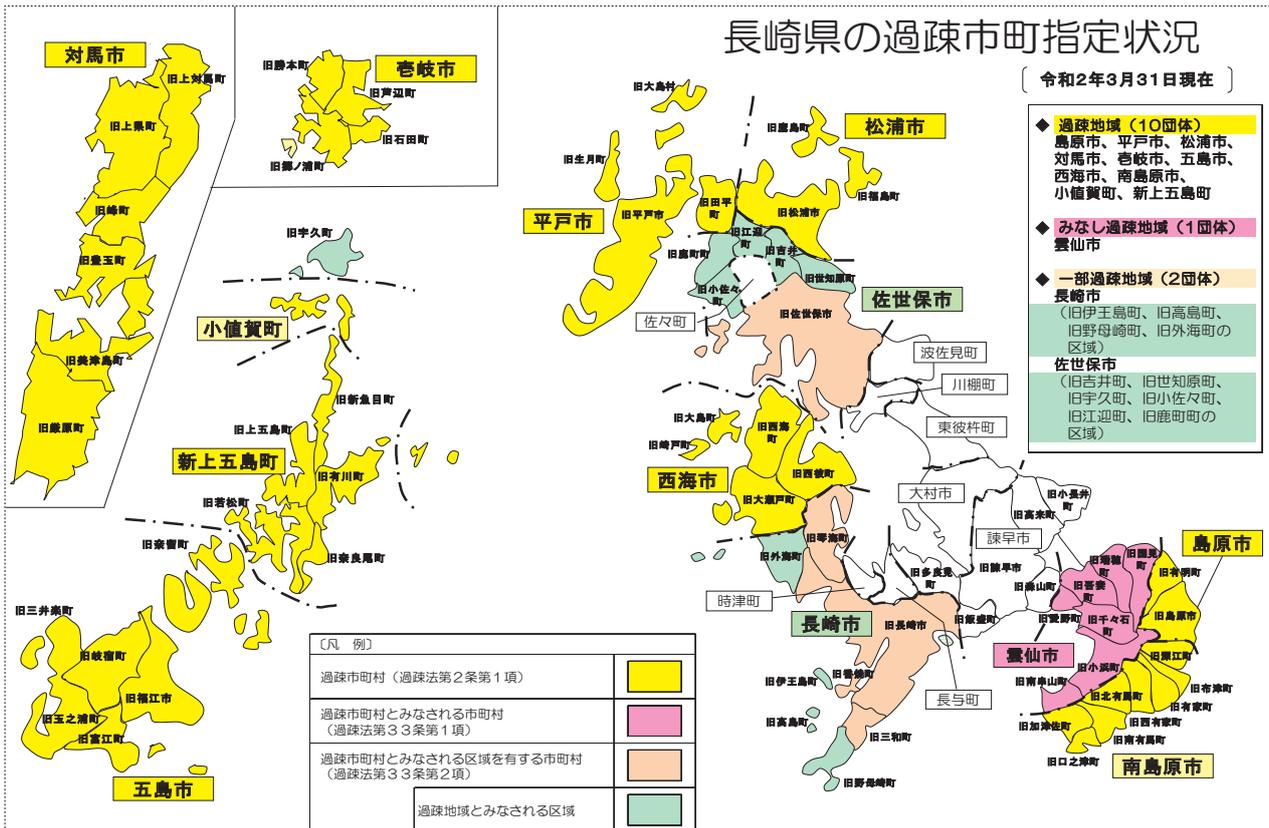
【本県の取組】

本県では、行財政基盤の強化のため、市町村合併を積極的に推進するとともに、現行過疎法に基づく過疎債等を活用し、産業振興や担い手確保、交通通信体系のインフラ整備のほか、離島地域が多い本県特有の事業として、しまとく通貨の発行等にも取り組んできた。

現行法の期限が迫る中、今後の過疎対策のあり方について、国の過疎問題懇談会等で議論が進められているが、本県においては、昨年度以降、県内の過疎関係市町で構成する長崎県過疎地域自立促進協議会と一体となって、国や関係国会議員等に対し、現行法終了後の新たな制度創設に向けた提案・要望を実施しているところである。

長崎県の過疎市町村指定状況

(令和2年3月31日現在)



	市町村数 [団体 (%)]	人口 [人 (%)]	面積 [km ² (%)]
過疎地域	817 (47.6)	10,878,797 (8.6)	225,468 (59.7)
全国 (全体)	1,718 (100.0)	127,094,745 (100.0)	377,971 (100.0)
過疎地域	13 (61.9)	375,624 (27.3)	2,831 (68.5)
長崎県 (全体)	21 (100.0)	1,377,187 (100.0)	4,132 (100.0)

◎全国と長崎県の過疎地域の比較 (割合)

全国	市町村数	過疎 47.6%
	人口	過疎 8.6%
	面積	過疎 59.7%
長崎県	市町村数	過疎 61.9%
	人口	過疎 27.3%
	面積	過疎 68.5%

【提案・要望実現の効果】

実効性のある過疎対策や人口減少対策等に対して、現行の過疎対策事業債をはじめとする各種支援制度を有効に活用し、過疎地域の活性化に向けての計画的かつ効果的な事業を円滑に実施していくことで持続可能な地域社会の実現を図ることができる。

田園回帰といった都市部から地方へのヒトの流れや、都市部から地方を応援する動き等にも着目し、過疎地域が有する多彩で豊かな自然や歴史・文化、食、伝統技術等も活用することにより、過疎地域のさらなる付加価値を生み出すような取組が促進される。

農地や森林、自然環境など美しく風格ある国土の保全・形成や、ふるさとの生活・暮らしの中で育まれた伝統行事や伝統技術等の次世代への継承等を通じて、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能をもつ国民共有の財産を守ることができる。

11 外国人材の受入について

【法務省、厚生労働省、農林水産省】

【提案・要望】

外国人材の受入について、制度の円滑な運用を図るとともに施策の充実強化を図ること

特に、「特定技能」については、当初の受入目標を達成すべく受入促進に向けた必要な措置を講じること

また、在留外国人との共生に当たっては、国が責任を持って、社会保障や生活支援など、多文化共生社会の実現に向けて施策の充実強化を図ること

- 1 特定技能外国人が大都市圏その他特定の地域に集中することなく、地方の深刻な人手不足に的確に対応できるよう、国において実効性のある措置を着実に行うとともに、増加する外国人の在留管理に関しても、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等への対策を充実・強化すること
- 2 一元的相談窓口の設置・運営及び人材の育成をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口等における多言語対応の体制整備に対して継続的な財政措置を講じること
- 3 特定技能の特定産業分野である「飲食料品製造業」において、魚市場における選別・荷捌き作業を対象とする弾力的な運用を行うこと
また、技能実習においては、魚市場における選別・荷捌き作業について「水産物卸売業」として2号移行対象職種の新設または「食品製造関係」の一環として弾力的な運用を行うこと

【本県の現状・課題等】

- 1 本県では、各産業において人口減少等により人手不足が深刻化し、その重要な担い手として外国人材に依存しており、外国人労働者は令和元年10月末現在、1,276事業所において5,977人が雇用されている。そのような中、昨年4月から施行された「特定技能」の外国人材が、賃金水準が高い大都市圏等へ集中することが懸念される。
- 2 本県の在留外国人は、新たに特定技能の在留資格が創設されたことにより、さらに増加していくことが見込まれる。在留外国人が地域で安心して安全に生活するためには、行政・生活情報の多言語による提供、外国人が生活や就労に関する問題について、いつでも安心して相談できる環境の整備・充実が必要である。

3 魚市場における選別・荷捌き作業は、漁業の最終段階又は食品品製造業の第一段階であるが、省令に規定する「飲食料品製造業」の運用方針に明確に記載されていない。本県水産業において、魚市場での漁獲物の選別・荷捌き等における労働力不足が深刻化し、作業遅延や処理能力の低下が生じ、最も水揚げが多いまき網漁業では、水産物流通の目詰まりと鮮度低下による魚価の下落、漁船の待機時間増加による操業制限が生じており、水産業の成長産業化の障害となっている。

なお、技能実習においては、衛生管理型の市場に実習生を受け入れ、水産物の衛生管理や鮮度保持技術の習得を図ることにより、送出し国の経済発展にも寄与できる。

在留資格別 外国人労働者数の推移（人） 長崎労働局（令和元年10月末時点）



長崎県外国人相談窓口相談実績

令和元年7月～令和2年4月	252件
---------------	------

主要3市場における作業員不足の状況（令和2年4月現在）

	必要数	現状	不足
長崎魚市	60	35	25
佐世保魚市	100	70	30
西日本魚市	100	70	30
合計	260	175	85

※主要3市場からの聞き取り



衛生管理型の魚市場における選別状況

【提案・要望実現の効果】

外国人材の受入に関する施策が充実することにより、担い手不足が深刻化する県内各産業において、即戦力となる外国人材の安定的な確保に繋がる。

12 農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について

【内閣府、農林水産省】

【提案・要望】

- 1 TPP11協定、日EU・EPA協定、日米貿易協定の発効後の影響分析とともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく農林水産業の体質強化対策の効果検証を行った上で、生産者が将来にわたり意欲をもって経営を続けられるよう、国の責任において必要な施策を着実に講じるとともに十分な予算確保を図ること
- 2 中国、韓国、ASEAN諸国等とのRCEP（東アジア地域包括的経済連携）などの新たな国際貿易交渉や、既に発効している協定に基づく再協議が生じた際の国際的ルールづくりに当たっては、国民へ十分な情報開示や丁寧な説明を行い、国民の理解を得ながら交渉を進めるとともに、我が国の農林水産業及び食と地域産業を守るために最大限の努力を払っていくこと

【本県の現状・課題等】

平成27年度からの補正予算において計上されている産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業等のTPP関連対策を積極的に活用し、市町、関係団体と一体となって施設園芸ハウスの整備や肉用牛増頭のための牛舎整備、持続可能な収益性の高い操業体制への転換など、農林水産業者の体質強化等を推進してきた。

その結果、平成26年から農業産出額、海面漁業・養殖業の産出額ともに増加傾向にあるなど、一定の成果が見えているものの、農林水産業者の高齢化に伴う減少や経営規模が小さいなどの構造的課題や、中山間や離島・半島地域が多いなど本県の地理的課題に加え、各協定の発効により輸入農林水産物との競合が拡大することによって、これらの課題が一層深刻となることが懸念される。

1 農林水産業の体質強化対策

TPP11協定等の発効に伴い、輸入農林水産物との競合が拡大するなど、我が国農林水産業への影響が懸念されるが、発効後の影響については分析が行われておらず、品目によっては長期的に影響を見極める必要があるなど、各協定において十分な国境措置が確保されているのか、国内対策の効果が十分なのか確認できていない。

また、これまでに国から示された影響試算については、国による各協定の経済効果分析で使用された前提条件によって大きく変動することが予想され、提示された生産減少額、国内生産量の影響の範囲に留まるのか、長期的な国内対策の実施や全体予算規模が将来にわたり確実に確保されるか等不透明である。

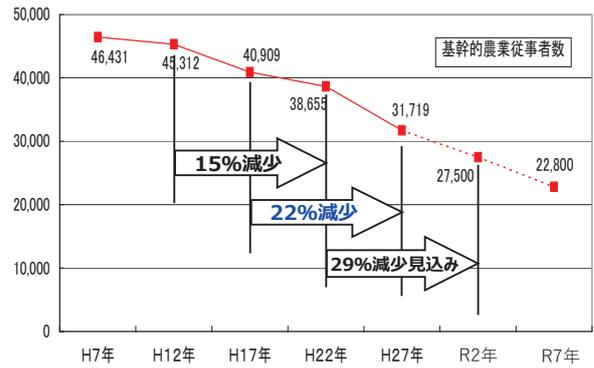
2 新たな国際貿易交渉への対応

本年中の交渉妥結を目指して協議が継続されているRCEP（東アジア地域包括的経済連携）の動きや、日米貿易協定においてはセーフガードの発動基準数量等に関し再協議の規定もあることから、今後、新たな国際貿易ルールづくりに当たっては、過去の経済連携協定で約束した市場アクセスの譲許内容が最大限であることを堅持するなど、我が国の農林水産業をしっかりと守るために必要な国境措置の確保が重要である。

●長崎県の農業の現状

- **農業所得は全国に比べて低い**
全国の主業農家の平均農業所得662万円に比べて、本県認定農業者の平均農業所得は508万円と大きな差 (H30)
- **農業従事者が減少し、高齢化も進行**
基幹的農業従事者は、H27年までの10年間で22%減少
基幹的農業従事者のうち75歳以上が占める割合は27% (H27)
- **1戸あたりの耕地面積が小さい**
全国平均2.09haに対し、長崎県は1.45ha (全国平均の69%)

厳しい農業の現状に加え、輸入農林水産物との競合拡大
⇒ **加速的 且つ 継続的な体質強化対策が必要**

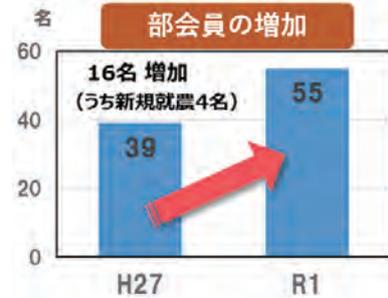
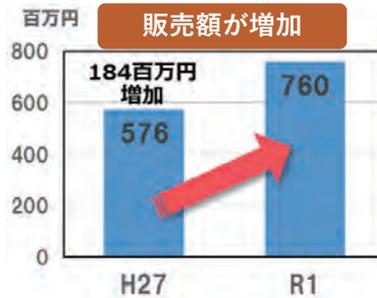
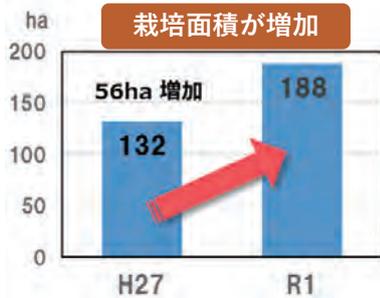


●TPP関連対策を活用した本県の取組と効果

産地パワーアップ事業

○JA島原雲仙 雲仙ブロックリー部会 <取組事例>

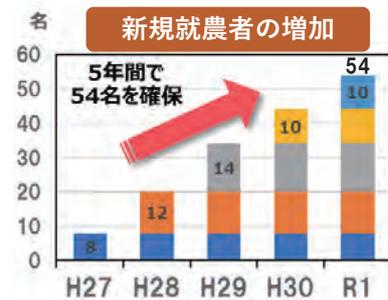
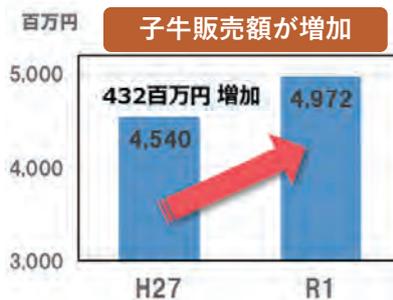
- ・育苗ハウス、ベたがけ資材の導入 → **良質な苗で厳寒期にも安定生産**
- ・省力化機械（移植機、乗用管理機）の導入 → **規模拡大**
⇒製氷装置を活用した集出荷体制の確立により品質が安定し、**栽培面積、販売額、部会員が増加**



畜産クラスター事業

○ながさき県北畜産クラスター協議会 <取組事例>

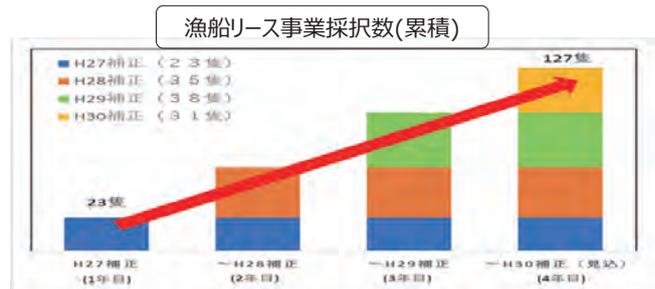
- ・肉用牛繁殖牛舎整備：30棟（繁殖雌牛**995頭増頭規模**）
- ・キャトルステーションの増設：分業化による**労力軽減**
360頭規模 → **660頭規模へ**
⇒**繁殖雌牛の増頭、子牛販売額の増加 → 新規就農者が増加**



浜の担い手漁船リース事業

<取組事例>

- ・大型化した漁船に循環型活魚水槽等を整備
→ **操業日数の増加や漁獲物の単価向上**
- ・独立のために漁船を導入し延縄漁業等に着業
→ **漁業就業者の独立支援や経営安定**
⇒5年以内に漁業所得等10%以上向上を計画
持続可能な収益性の高い操業体制への転換を推進



中核的漁業者の育成に貢献

13 水産基盤整備等の促進について

【農林水産省、国土交通省】

【提案・要望】

水産政策の改革に即して水産基盤整備等を着実に推進するため、必要な予算を確保・充実すること

- 1 本県水産物の国内消費及び輸出の拡大に向けた生産・流通機能の強化と関連施設整備の支援制度の充実
- 2 大規模自然災害や国土保全、施設の長寿命化への適切な対応と防災・減災、国土強靱化に資する緊急対策の推進
- 3 漁場再生に向けた沿岸から沖合までの総合的な漁場整備の推進
- 4 就労環境の改善や安全性の向上等、漁港機能を増進する取組の推進

【本県の現状・課題等】

- 1 流通基盤の整備・養殖生産能力の向上
水産物輸出促進を図っている中、流通の拠点となる漁港の高度衛生管理体制が未だ不十分な状況である。あわせて、養殖生産が拡大する中、静穏な養殖適地や陸揚の拡大に対応した岸壁が未だ不十分な状況である。
また、種苗などの生産や仲卸などの流通関連施設も老朽化しており、他の漁港施設との一体的な機能の維持と強化が必要である。
- 2 異常に発達する台風等への対応
近年、異常に発達する台風等により波高が増大し、拠点漁港では主要施設のうち約7割が倒壊する可能性がある。
また、潮位の上昇などにより、浸水被害が拡大している。
長崎漁港の臨港道路など、県内150を超える施設で極めて老朽化が進行している状態であり、既存施設の長寿命化対策を計画的に実施していくことが必要である。
海岸高潮事業は、完成時期の遅れが懸念されており、着実な事業推進が必要である。
- 3 漁場再生に向けた対応
近年の海水温上昇に伴い、沿岸部の藻場が減少・消滅するなどして、県内のアワビは537トン（H1）から42トン（H29）に激減するなど、磯根資源の生産に大きく影響している。
県内閉鎖性海域等では、漁場環境が悪化し、漁獲量が低迷している。
沖合でのサバやイワシなどの主要魚種についても、その資源水準は未だ低迷している。
- 4 就労環境の改善
漁業者の高齢化（H30時点の65歳以上高齢化率は全国平均を上回る39.9%）が進行している中、干満差に左右されない陸揚作業などが可能となる浮棧橋の整備率は10.6%と不十分な状況である。
安全・安心な就労環境を確保するためには、漁港機能増進事業、浜の活力再生・成長促進交付金による支援が不可欠である。

【提案・要望実現の効果】

水産業の競争力強化や水産資源の回復等による漁業所得の向上及び就業者の確保

- 1 陸揚から流通まで一貫した高度衛生管理対策の推進により、付加価値の向上と魚価の安定が実現し、水産業の競争力強化や輸出促進が図られる。
- 2 大規模自然災害に備えた防災・減災対策及び老朽化した漁港施設等の維持・保全の計画的な実施により、漁業地域の強靱化が図られる。
- 3 産卵や幼稚魚の育成の場の再生及び沖合の基礎生産力の増大により、水産資源の回復が図られる。
- 4 高齢者や女性、新規就業者等にも安全・安心な漁業就労環境が構築される。

1 流通拠点機能の強化：長崎漁港

岸壁と閉鎖型荷捌所の一体的な整備

-4m岸壁(A)(耐震) 200m
 -6m岸壁(C)(耐震) 290m
 荷捌所(改良) 2棟
 浮棧橋(改良) 3基
 -6m岸壁(B)(耐震) 490m

荷捌所(閉鎖型)完成イメージ

周囲に壁がなく開放的な構造

1 生産拠点機能の強化：尾崎漁港

大規模養殖の展開に必要な静穏水域の確保

防波堤、護岸
 3m岸壁、用地
 浮棧橋
 防波堤(改良)
 沖防波堤A 515m

尾崎漁港における養殖マグロ総捕獲量

年次	総捕獲量 (トン)
H24	243
H25	820
H26	759
H27	653
H28	745
H29	742
H30	766
R5	1,130

波立つ養殖水域での給餌作業

2 防災・減災、国土強靱化の推進

- R1.9.22台風17号の来襲により防波堤が移動・転倒。(木場漁港)
- 近年の水位上昇により岸壁が浸水し、網取りに不要な時間を要する。(館浦漁港)
- 岸壁(栈橋式)建設後55年が経過し、上部コンクリートの欠損や腐食鉄筋の露出など老朽化が顕著。(長崎漁港)
- 台風による越波で家屋被害を受けており、早急な海岸保全施設整備が必要。(為石漁港海岸)

3 水産資源回復の推進

アラム・カジメ類の推移

藻場面積(千ha)

H元(1989) 13千ha
H25(2013) 8千ha

5千haも減少

アラム・カジメ類の食害

磯根資源漁獲量の減少

アワビ類

約1割に減少

令和7年度までに2千haの藻場回復を目標

13,355ha (藻場面積)
 8,394ha (藻場面積)
 8,161ha (MSS調査)
 5,200ha (回復)
 13,400ha (将来目標)

R2 2,000ha 回復
 R7 2,000ha 回復

・海水上昇に対応した増殖場整備
 ・両方系藻類の利用 等

4 漁港機能増進の推進

浮体式係船岸の設置により、陸揚げ作業の軽労化を図る。

安定的な予算確保が必要

14 農業生産基盤整備の促進について

【農林水産省】

【提案・要望】

離島・半島地域が多く営農条件が厳しい本県において、担い手を確保し、農業所得の向上を図るために、以下の措置を講じること

- 1 農地の基盤整備や農村の防災減災対策、農道整備事業を計画的に推進するために必要な農業農村整備（補助、農山漁村地域整備交付金含む）関係予算を十分な当初予算として確保・充実すること
- 2 地域の農業の収益性向上や生産基盤の強化を図るために必要な生産施設や機械整備に対する生産基盤施設整備関連事業の予算を確保すること

【本県の現状・課題等】

本県の農業産出額は1,499億円と10年前（H20）と比べて7%増加しているが、主要品目の生産量、栽培戸数の減少傾向や他県と比べて農業所得が低いことなどが課題であり、生産基盤のさらなる整備促進による農業経営の体質強化を最重要課題として取り組んでいる。

1 農業農村整備事業

意欲ある担い手は、基盤整備の完了を見据えて各種設備投資を準備していることから、営農規模拡大の早期実現に向け、十分な当初予算の確保が必要である。

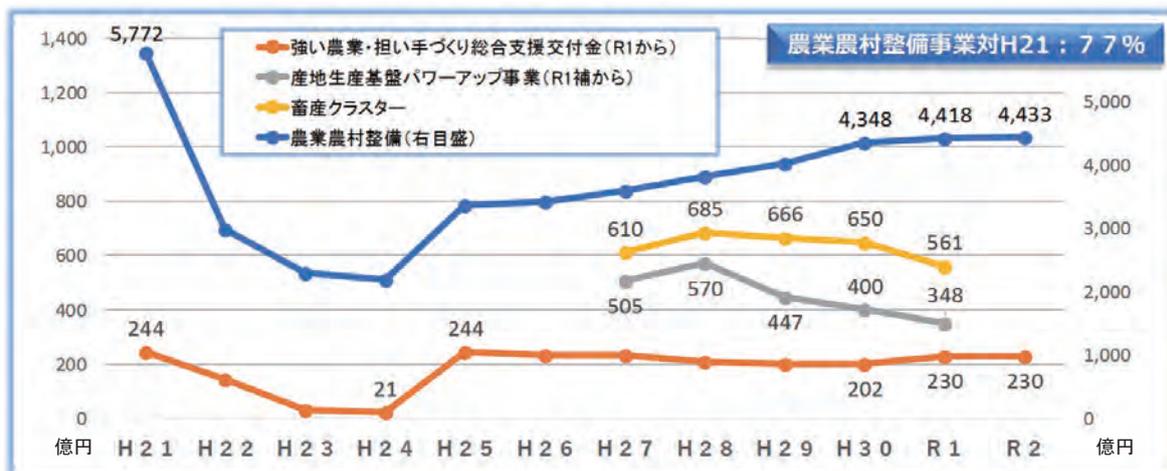
令和2年度の農業農村整備事業関係実質予算は、当初予算に加え、令和元年度補正と防災減災・国土強靱化のための臨時・特別の措置を合わせると、令和元年度の実質予算と比べて増額されているが、当初予算のみでは、大幅削減前の平成21年度予算と比べ8割にも満たない水準であり、計画的な事業推進に支障がある。

2 生産基盤施設整備

（強い農業・担い手づくり総合支援交付金、産地生産基盤パワーアップ事業、畜産クラスター事業）

農業所得向上のために、生産（規模拡大、多収化等）、担い手、農地集積、販売に関する取組目標等を記載した産地計画を園芸で251計画、畜産クラスターで23計画策定し、その達成に向けて取り組んでおり、今後も継続的な支援が必要である。

＜農業生産基盤整備関連事業の政府予算推移＞



< 農業農村整備事業の効果事例 >



令和元年度農林水産祭（園芸部門）
天皇杯受賞：JA島原雲仙ブロッコリー部会

整備効果事例（山田原第2地区）

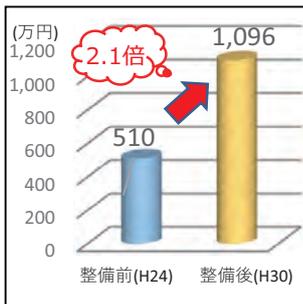
○担い手の経営規模拡大

3. 1倍に増加 (10.1ha→31.3ha)

○農業所得の増加(地区外含む)

2. 1倍に増加 (510万円/人→1,096万円/人)

【担い手1人当たり農業所得】



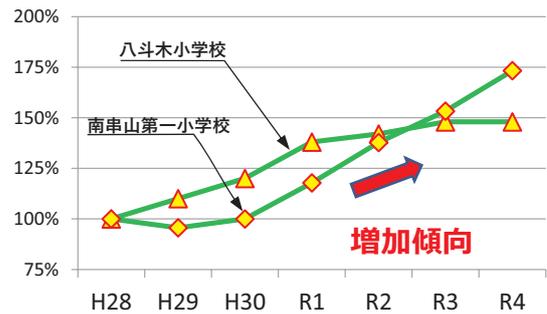
小学校児童数の増加

○八斗木小学校

約 1. 5倍に増加 (50人→74人)

○南串山第一小学校

約 1. 7倍に増加 (45人→78人)



< 生産基盤施設整備の効果事例 >

●だいこん洗浄選別機の導入（島原市）

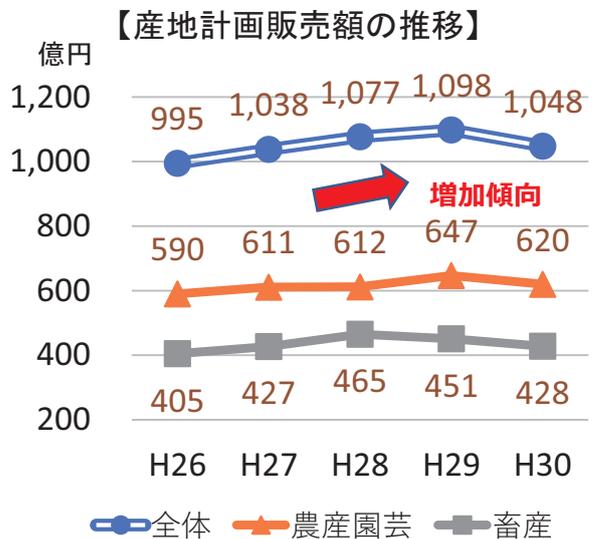


●畜産クラスターの取組（平戸市）



○産地計画の販売額の伸び率

105%に増
(H26:995億円→H30:1,048億円)



15 西九州自動車道の整備促進について

【国土交通省】

【提案・要望】

西九州自動車道に関して、以下により整備促進を図ること

- 1 松浦佐々道路、伊万里松浦道路及び伊万里道路の整備予算の確保と早期完成を図ること
- 2 佐々IC～佐世保大塔IC間の4車線化の整備促進を図ること
また、佐世保大塔IC～武雄南IC間の4車線化の早期着手を図ること

【本県の現状・課題等】

本土最西端であり、九州の主要都市や本州からのアクセス性に劣り、また災害時の代替路がない当該地域においては、所要時間の短縮、定時性の確保が急務となっている。現在、西九州自動車道の整備・延伸が、沿線地域への企業誘致を強く後押しし、また観光客も着実に増加するなど、地域活性化の効果が確実に現れている。

しかしながら、依然として、地域活力の低迷に悩む県北地域においては、地場産業の競争力強化や、豊かな観光資源を活かした観光振興の推進により、地域経済の活性化を図る必要がある。

さらに、佐々IC～武雄南IC間は暫定2車線で供用されているが、佐々IC～佐世保大塔IC間では1日当たり約2～3万台が通行し非常に混雑しており、事故も多発していることから、安全性の確保が急務となっている。

（本県の取組）

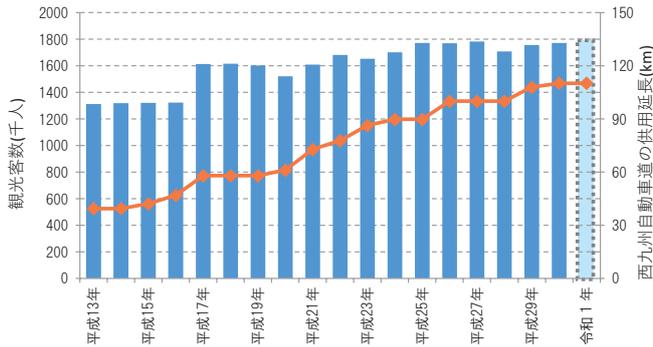
本県では、松浦佐々道路の一日も早い完成を目指し、関係市町と協力して、平成28年より、用地の早期取得を支援するための西九州道推進室を設置するなど、国への協力を積極的に行っており、昨年10月には福岡県・佐賀県並びに3県沿線市町合同で、初の試みとなる東京での西九州自動車道建設促進大会を開催したところである。

また、県の産業振興計画を定めた「ながさき産業振興プラン」に基づき、良質な雇用の場の創出と地域経済の活性化を図るため、企業ニーズに対応した支援制度や円滑に事業展開できる環境を整備し、地域の特性を生かせる企業の誘致を推進している。

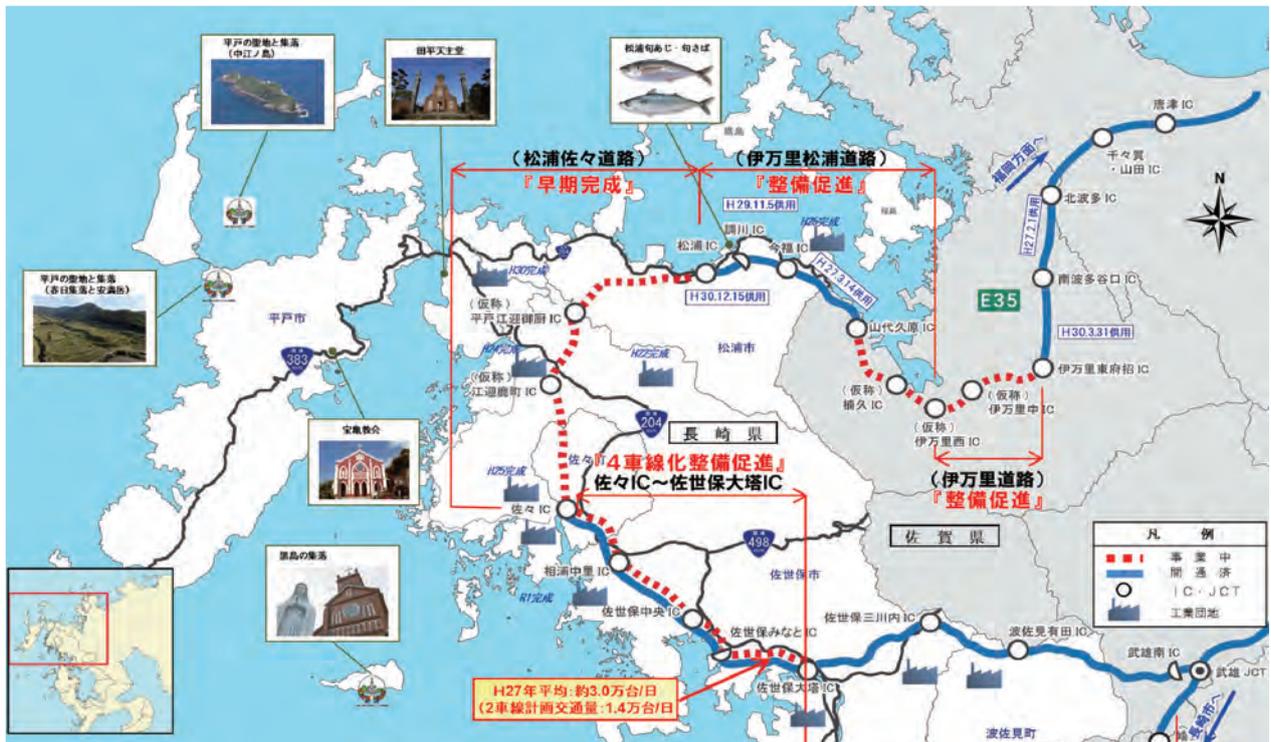
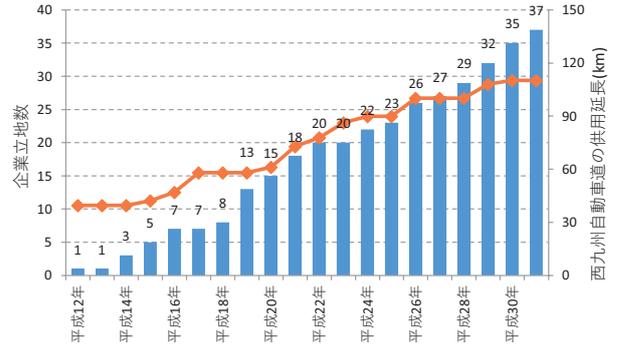
さらに沿線地域には、世界遺産登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成遺産が位置しており、構成資産の保全を図るとともに、有効な観光資源として活用するために、県では関係機関と連携を進めている。

暫定2車線の4車線化については、昨年11月に佐々IC～佐世保大塔IC間の4車線化工事に着手されたところであり、残る暫定2車線区間である佐世保大塔IC～武雄南IC間とともに、県としても円滑な事業推進に向けた地元調整を行っているところである。

【平戸市の観光客数（日帰り、宿泊計）】



【沿線地域の企業立地数（累計）】



「4車線化早期着手」

【提案・要望実現の効果】

西九州自動車道の整備・延伸に伴い、福岡県をはじめとする九州の主要都市や本州との時間短縮及び定時性の確保により、九州西北部の地域間の連携強化や交流促進が図られ、観光の振興や企業立地の促進、物流の効率化が促される。併せて、救急医療体制の強化や緊急時の迅速な避難・救急活動が可能となる。

また、佐世保市など県北地域では整備された企業団地への企業立地や工場の拡張整備などが活発化しており、これは地域間の時間短縮や定時性の確保が理由の一因だと考えられる。今後も西九州自動車道の整備とともに、将来の産業振興や地域活性化に大きく寄与することが期待される。